主 管 課 : 農地農村整備課

	事業名 : 久米島町第3地区 水質保全対策事業									
1 事業概要	事業種別	:農業	農村整備事業	事業主体 : 沖紅	縄県		当初事業期間 :	H23∼R2		
	事業箇所	:久米島	計町	根拠法令 : 一			事業期間:	H23∼R3		
	総事業費(百万円): 987 費用内訳 : 補助 75/100 事業量:勾配抑制工 A=9.8ha、排水路工 L=4,487 m、									
	沈砂池工 5基、路面保護工 A=2,200m									
	本地区は久米島の北東部に位置し、県営畑地帯総合土地改良事業「宇江城地区(S50~S55)」にて整備された地区である。サンゴ 礁に囲まれた美しい島である"久米島"は農業と観光を両輪として島の活性化を目指している。島の農業は基幹作目のさとうきびや野									
(整備目的)										
	菜を主体に営まれてきたが、近年は収益性の高い熱帯果樹や花卉等の施設栽培も盛んになりつつある。 本地区は土壌が国頭マージで受食性が高いうえに、ほ場勾配も5~15%と急峻で、排水路も断面不足かつ下流の沈砂池等の施設									
	・本心とは工場が国頭マークと支援性が高いりたに、は場め能も3~10%と恋畯と、排水時も断面不足がラヤ流の光砂心寺の心 も不足していたため、降雨の度に農地や山の斜面の裸地部より土砂が頻繁に流出し海域へ悪影響を及ぼしていることから、土砂流1									
		坊止対策を行う必要がある。								
2 再評価	■①事業採択後10年を経過 □②事業採択後5年を経過して未着エ									
該当項目			:一定期間(5年):							
EX T X L	■①用地取得の困難				;					
3 再評価に至っ	□⑤手続き・法令の問題			□⑥他事業との関係			□⑦整備効果のト □⑧当初計画が長期間			
た主な要因	□9-	その他(整	· 经備要望)							
(具体的理由)	当初より計画されている沈砂池予定箇所において、地権者から潰れ地に対する同意が得られなかったことや、不在地主の存在が用									
	地買収を長期化させた。しかしながら、事業目的や施設用地の必要性についての粘り強い交渉の末、同意を得ることができた。また、									
	不在地主については、裁判所への不在者財産管理人選任申立書により選任された不在者財産管理人との交渉を行ったことにより、									
		令和2年1月までに沈砂池の設置に必要な用地を買収することができた。このことにより、令和2年度において必要な詳細(修正)設計 を行い、令和3年度に沈砂池整備を行うこととなったため、事業工期の延長が必要となった。								
	1									
. + * 0 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	項		事業費(百万円)		排水路		沈砂池工(基)	路面保護工 (m)		
4 事業の進捗	計	画	987	9.8	4, 4		5	2, 200		
状況	実施		831	9. 8	4, 4		4	1, 224	100.00/	
(R2.3月時点)	率 ①維持管理費節減		84. 2%	100.0%	100.	- /*	80.0%	55. 6%	100.0%	
				-0.10	①事業費(1,168		
	②災害防止効果(農業関係資産) 1 ②その他費用(関連事業費等) 172.0									
5 事業効果の	③景観·環境保全効果 319									
評価指標	③総費用(C)(①+②) 1,340									
	@ - #0.+		\ + ***							
		④年総効果(便益)額(①+②+③) 320 ·総費用=								
	⑤割引率			0.04	事業費+その他費用(関連事業費+再整備費ー評価終了時の資産価額)					
(評価期間:52年)	⑥総便益額(B)(現在価値化)			4,121						
(基準年:R1)										
(単位:百万円)	総費用総便益比(B/C) = 総便益額 ÷ 総費用 = 4,121 ÷ 1,340 = 3.08									
	費用負担割合(国75%、県15%、地元10%)									
	①社会・経済 : 近年の諸開発に伴う赤土等の流出は、サンゴ礁の美しい海や河川を汚濁して、そこに生息する生物たちの営み									
6 事業を巡る状	に影響を与え、また、自然とのかけがえのない交流の場を損ないつつあることから、今日、有限の地球環境に対する自覚と配慮が強く求めれている。									
況の変化		◇ロ光に日□窓ル∵はヽイトメレンイレ ヾシン。								
	②地元・自治体: 本地区は、久米島町農村環境計画(H15年3月久米島町策定)において、赤土流出防止を重点整備方針とした水									
	辺空間保全ゾーンとして位置付けられており、県・久米島町・久米島町営農対策地域協議会とも相互に連携し計 画を推進している。									
	—									
	③利害関係者 : 沈砂池造成予定地の用地買収は完了している。 									
	①事業の必要性・緊急性・有効性など									
7 事業の必要	原 降雨時に本地区より畑面・道路面(未舗装)等からの土砂流出が著しく、流出した赤土は下流の海域に達している。 本地区は久米島町の中でも、ほ場勾配が急峻で単位面積当たり年間流亡土砂量が多いため勾配修正重点ゾーンに位置付けられており、かつ下流部は久米島町農村環境計画(H15年3月久米島町策定)において、赤土流出防止を重点整備方針とした水辺空間保全ゾーンとして位									
性∙効率性										
		前は人不島町展刊環境計画(TTO45万人不島町東定)において、赤工加田町正を重点歪偏力町とした水辺至町保至プーンとして位置 置付けられていることから、土砂流出防止対策を行う必要性は非常に高い。								
	②事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)									
		沈砂池整備箇所についての必要用地については全て用地買収済みであり、新たに地区採択を行うよりも本事業にて整備を実施す								
	ることが効率的である。									
	③事業効果の発現状況									
	過年度勾配抑制済のほ場について、降雨時の赤土流出量は減少していることが確認されており、事業目的である赤土流出防止効									
	果は一部発現している。令和2年度整備中の沈砂池、及び令和3年度予定している沈砂池を整備することにより、さらなる赤土等流出 防止効果が期待できる。									
	שובאוארע אווז ככ סי									
	①事業計画等 : 令和2年度は、沈砂池の詳細設計を行い、令和3年度にて沈砂池の工事完了を目指す。									
0 本後の共亡	②対住民関係 : 必要用地についてはすべて用地買収済み。									
8 今後の対応・ 見通し	らの1 正人1内 // ・ なび入りだいこと くいか / 「くりかび 具体/グップ)									
	③執行体	制等 :	現在の組織体制							
9 対応方針	■①事業	業継続(現	引計画)	□②事業計画(見	直直し)		□③事業の中止			